市立大津市民病院研修実施業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、「市立大津市民病院研修実施業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 市立大津市民病院研修実施業務
- (2) 業務内容 別紙「市立大津市民病院研修実施業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

3 予算額

委託料の上限は16,750,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 スケジュール

令和2年10月26日(月) 公募開始予定

令和2年10月30日(金) 質疑受付締切

令和2年11月 4日(水) 質疑に対する回答(予定)

令和2年11月 9日(月) 企画提案書等の提出締切

令和2年11月13日(金) 書類審査(予定)

令和2年11月20日(金) 一次審査(予定)

令和2年11月25日(水) 二次審査

6 参加資格

公募型プロポーザルに参加することができる者は以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと。
- (4) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実

質的に関与していると認められるとき。

- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目 的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接 的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当 することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 過去3年以内に200床以上の規模の病院(官民不問)において、市立大津市民病院研修 実施業務仕様書と類似する研修業務を3件以上履行した実績を有するもの。

7 質疑・応答

実施要領等についての質問を次のとおり受け付け、当院ホームページにおいて回答する。 なお、メール送信後は、提出した旨を必ず電話にて連絡すること。電話又は口頭、FAX、郵送に よる質問や、受付期間を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 提出期限

令和2年10月30日(金)17時まで(必着)

(2) 提出様式

質問票【様式6】

(3) 提出方法

質問票【様式6】を、電子メールにて提出 (メール件名の冒頭を「【プロポーザル質問(会社名)】」とすること。)

(4) 提出先

市立大津市民病院法人事務局総務課(担当:山元、冨江)

電子メール: och1020@och.or.jp

(5) 回答方法

令和2年11月4日(水)(予定)に、当院ホームページにおいて掲載する。

8 参加申込の手続

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び市立大津市民病院契約規程 等の各規程を理解した上で、次のとおり書類を提出すること。

なお、大津市に入札参加申請書を提出している場合は、下記ケからスに掲げる書類の提出を省略 することができる。

(1) 提出書類

ア 参加申込書【様式1】1部イ 誓約書【様式2】1部ウ 会社概要【様式3】及びパンフレット等1部エ 研修受託実績調書【様式4】1部

才 企画提案書 正本1部、副本9部

カ プレゼンテーション映像を撮影した光ディスク (CD-R等)

10枚

キ 見積書(様式は問わない。)

1 部

- ※見積額及びその内訳については、当該業務に係る事業費を年度ごとに、 研修項目別に区分して積算し記載したうえで、総額の見積額を記載すること。 消費税額及び地方消費税相当額を含む価格及び積算内訳を記載すること。
- ク 審査基準対照表(様式は問わない。)

10部

- ※本要領に示された審査基準ごとに、企画提案書における記載箇所及び提案内容 や提案者の強みなど企画提案書に記載されている事項をまとめた対照表を作成 すること。
- ケ 市町村税(本店所在地分及び大津市分(支店、営業所等が大津市に存する場合に限る)、消費税及び地方消費税の納税証明書(滞納が無いことを確認できるもの) 各1部(写し可)
- コ 履歴事項全部証明書(写し可)又は身分証明書(個人の場合)の写し 1部
- サ 印鑑証明 1部
- シ 役員名簿(氏名、ふりがな、性別、生年月日が記載されているもの) 1部
- ス 委任状【様式5】 1部 ※本社から営業所等へ入札、契約等の権限を委任する場合のみ提出すること。
- (2) 提出期限

令和2年11月9日(月)17時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は簡易書留による郵送に限る。

※郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、 提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

〒520-0804 大津市本宮二丁目9番9号

地方独立行政法人市立大津市民病院 法人事務局施設契約課 契約係(管理棟1階)

(5) 企画提案書及びプレゼンテーション映像の作成方法について 「企画提案書及びプレゼンテーション映像にかかる作成要項」のとおり

9 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書及びプレゼンテーション映像を撮影した光 ディスク (CD-R等) について、プロポーザル審査委員会が下記のとおり審査を行う。

審查方法	実施時期
(1) 書類審査	令和2年11月13日(金)(予定)※審査員のみで実施
(2) 一次審査	令和2年11月20日(金)(予定)※審査員のみで実施
(3) 二次審査	令和2年11月25日(水)※参加事業者及び審査員で実施

※書類審査は、審査対象者が5者以上の場合のみ実施する。

(1) 書類審査について

本審査は、審査対象者が5者以上の場合のみ実施するものであり、事前に提出された企画提案書について、プロポーザル審査委員会が、下記のとおり、審査を行うもの。

- ① 審査方法 企画提案書について、書類審査を行う。
- ② 実施日 令和2年11月13日(金)(予定)
- ③ 審査項目 実施要領 P 5 「10 審査基準」より、組織評価・運営評価・価格評価 の 3 項目について審査を行う。
- ④ その他 本審査は、参加事業者の出席は伴わないものであり、プロポーザル審査委員のみで事前に行われる。書類審査を通過した参加事業者に対して、令和2年11月16日(月)以降、結果通知を発送する。

(2) 一次審査について

本審査は、審査対象者が5者以上の場合、書類審査を通過した事業者に対して、あるいは審査対象者が5者未満の場合、参加事業者に対して、二次審査実施前に、予めプロポーザル審査委員会が企画提案書及びプレゼンテーション映像を撮影した光ディスクを視聴し、審査を行うもの。

- ① 審査方法 企画提案書及び事前に撮影されたプレゼンテーション映像について、審査 を行う。
- ② 実施日 令和2年11月20日(金)(予定)
- ③ 審査項目 実施要領 P5「10 審査基準」より、全項目について審査を行う。
- ④ その他 本審査は、参加事業者の出席は伴わないものであり、プロポーザル審査委員のみで行われる。一次審査を行った全ての参加事業者に対して、令和2年11月16日(月)以降、二次審査にかかる詳細を別途通知する。

(3) 二次審査について

本審査は、当院において参加事業者によるプレゼンテーション(以下、最終 PR とする)及び質疑応答を行い、プロポーザル委員会が最終審査を行うもの。

- ① 審査方法 最終 PR 及び質疑応答、並びに一次審査の結果を踏まえて最終審査を行う。
- ③ 実施場所 〒520-0804

大津市本宮二丁目9番9号 大津市民病院内 本館9階 会議室2

- ④ 審査項目 実施要領 P5「10 審査基準」より、全項目について審査を行う。
- ⑤ 実施内容 最終 PR 及び質疑応答

(時間は、最終 PR:3分以内、質疑応答:15分以内)

※最終 PR は、企画提案書の内容に合致するものとし、本業務に従事する者(3名以内)が行うこと。なお、二次審査当日の追加資料の提出は認めない。

10 審査基準

下記に掲げる項目を基本として審査を実施する。

(1) 組織評価

- ① 会社概要、業務実績
 - ・本業務に活かすことのできる経験や業務実績が十分にあるか。
 - ・病院での職員研修事業における知識・ノウハウが豊富に備わっているか。

(2) 運営評価

- ① 取組方針
 - ・本研修の趣旨・目的を理解し、仕様書の内容を反映させた研修計画が策定できているか。
- ② 実施体制
 - ・全職員の研修業務を担うにあたり、当院の研修担当者の負担軽減に寄与できる体制か。
 - ・実施体制が、当院にとって有益なものであり、信頼できる体制であるか。
- ③ 対応力
 - ・今後想定される課題やリスク等について、誠実かつ迅速・柔軟に対応できる体制があるか。
- ④ 講師実績
 - ・豊富な経験を有しているか。
 - ・講義内容に応じて、適切な資質や専門性を兼ね備えられているか。
 - ・受講者を惹きつけるような話力、指導力等に定評のある講師であるか。

(3) 研修企画評価

- ① 研修内容
 - ・医療者であることへの認識・講義内容・話題・事例等の工夫が含まれており、現場での活用を視野に入れた実践的な内容であるか。
 - ・各研修内容に関連性・連続性があり、研修効果の期待できる内容であるか。
 - ・各受講者間の交流・情報交換といった副次的効果が期待される研修であるか。
- ② 研修メニュー
 - 各研修内容に対応できるだけの研修メニューが豊富であるか。
 - ・研修メニューは最新の社会情勢や法令改正、トレンド等が組み入れられ、常にブラッシュ アップされているか。当院にマッチする内容であるか。
- ③ 実施方法
 - ・集合研修やグループワークや e ラーニング (状況によってオンライン研修等) に関して、 受講者に効果的な方法で研修が行われているか。またその手法について、工夫がなされて いるか。
- ④ 研修ツール
 - ・テキストや補足資料は、研修内容の理解・定着に効果的なものであるか。
 - ・特に接遇研修は、医療者向けであり、効果的なものであるか。
- ⑤ 研修評価
 - ・アンケートの作成や実施・分析方法等、受講者に対する研修効果の測定に工夫がなされて いるか。

- ・アンケートの分析結果について、次回の講義内容に反映できる仕組みが整っているか。
- ⑥ 研修効果
 - ・本研修計画が、全職員の人材育成に寄与でき、職員一人ひとりの意識を高め、病院理念の 実現に向けて行動できる人材となりうるものであるか。
 - ・各受講者間の交流・情報交換といった副次的効果が期待される研修であるか。
- ⑦ 独創性・積極性
 - ・上記以外に、より効果的な研修を実施するための独自の工夫や提案があるか。
 - ・本研修の趣旨・目的を進展させた更なる付加価値の提案であるか。

(4) 価格評価

- ① 価格設定の妥当性、明確性
 - ・見積金額が見積上限額に対して、事業者努力が見受けられるか。また、提案内容と比較し、 コスト・パフォーマンスに優れているか。
 - ・見積額は事業に対し不足なく内訳詳細が示され、内容が事業の質を損なわない適切な額で あるか。

11 審査結果

(1) 通知方法

二次審査を受けた全ての参加事業者に文書にて通知する。

(2) 通知時期

令和2年12月1日(火)発送予定

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え、追加及び削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しないこととする。
- (4) 当院が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

13 情報公開及び提供

当院は、企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例(平成14年条例第4号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

14 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加事業者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、 停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を 当院に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面(様式7)により、市立大津市民病院法人事務局施設契約課宛て提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に 適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 見積書の金額が上記3の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、当院が必要と認める場合には、当院は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。) することができる。

- (6) 参加事業者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てる ことはできない。
- (7) 本件に係る契約は、令和3年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。(但し、令和2年度に実施する業務は除く。)
- (8) 企画提案書及びプレゼンテーションにおいて提案されたものは、追加費用なく確実に提案内容を実行すること。
- (9) 契約書解釈に疑義が生じた場合又は契約書に定めのない事項が生じた場合には、当院、契約先等は誠意をもって協議するものとする。

15 契約の締結

当院は、選定した候補者と事業の実施などに関する細目的事項について協議のうえ、別途、見積書を徴収し、契約を締結する。

16 問合せ先

地方独立行政法人市立大津市民病院 法人事務局総務課(担当:山元、冨江)

〒520-0804 大津市本宮二丁目9番9号

電話 0 7 7 - 5 2 6 - 8 3 4 9 (直通) E-mail: och1020@och.or.jp